



日本弁理士会 副会長
鈴木 知

支 援

今月のことば

monthly word

四月より、日本弁理士会副会長に就任しました鈴木知です。「今月のことば」は、「支援」です。

日本弁理士会（以下、本会といいます）はこれまで、知的財産支援センターを中心とした事業活動として、そしてまた、関東支部、東海支部、近畿支部でも独自に活動を展開して、県や市などの地方自治体や公共性・公益性のある機関・団体、大学や高校などの要請に応じて、セミナーや講演会の開催、講師・相談員派遣など、地域支援、中小企業支援、学校支援等、各種の支援活動を行ってきています。

今回は特に、本会の会令に掲げられている、そしてまた新たに制定が予定されている支援につきまして、紙面の許す範囲でご紹介したいと思います。

（1） 特許出願等復興支援規則（本年度定期総会議案）

特許出願等復興支援規則は、この度の東日本大震災を念頭に置いて、そしてまた今後も同種の災害が生じた場合に備えて、被災地域の復興にあたり、被災者を知的財産活動の面から支援することを制定の趣旨とするものです。

弁理士としてどのような活動が被災地域の復興に役立つかを種々検討し、被災者（以下、被援助者といいます）が行おうとする特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願及びこれらに関連する手続（以下、特許出願等の手続といいます）につき、資金面から支援を行うこととしました。支援を受ける被援助者はもちろん、弁理士を代理人

として、特許出願等の手続を行うこととなります。従いまして、この規則に基づく支援は、弁理士本来の役割と合致するものであり、弁理士にとってまさに打って付けの支援活動であると思います。

対象となる災害は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）により、激甚災害に指定された災害です。各災害に対して支援を行う支援期間は、最大で5年です。

被援助者は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用される地域のうち、日本弁理士会会長（以下、会長といいます）が指定する指定被災地域に住所等を有する者もしくは被災が原因で指定被災地域外へ移転した者です。被援助者であるためにはさらに、自ら有用性のある発明等をした個人、当該発明等を自ら実施もしくは他人に実施させようとしている個人又は会長が指定する中小企業者に該当する法人です。被災地域及び中小企業者については会長の指定が要件となっていて、本会が行う支援の地域的範囲及び対象被援助者について、合理性が担保されています。

支援の内容は、特許出願等の手続に要する費用の全部又は一部です。この費用には、弁理士報酬が含まれており、弁理士が代理人として手続を行うことが前提となっています。これにより、被援助者の特許を受ける権利等は、弁理士による手続を通じて、適切に保護されます。

被援助者が援助の申請を行う場合には、国、地方公共団体若しくはこれらの機関又はこれらから

事業の運営を委託された機関であって、会長が指定するものの推薦又は紹介が必要です。本規則で制定される支援を、本会と特許庁、さらに全国各都道府県等やその関係各機関と連携して、推進するためです。この度の東日本大震災では、指定被災地域は、太平洋沿岸の東北各県及び関東地方の一部の県ですが、本規則は、日本のいかなる地域が指定被災地域となった場合でも適用され得るものです。

援助の申請があった場合には、本会の知的財産支援センターが内容審査を行い、審査結果に基づき会長が支援案件を決定し、被援助者は支援が受けられる場合に手続を依頼する会員弁理士（受任会員）を選任し、受任会員は、支援案件につき特許出願等の手続を行い、本会より弁理士報酬の支払を受けることになります。

同一被援助者による援助申請は、本会の同一会計年度内で2回となっています。数多くの被援助者の援助申請に応えるためです。

(2) 特許出願等援助規則（会令第23号：一部改正につき本年度定期総会議案）

特許出願等援助規則は現在、いわゆる資力に乏しい個人や中小企業者等を被援助者として、当該被援助者が上記特許出願等の手続を行おうとする場合に、資金面から支援を行うことを内容として制定され、現在運用されています。支援を受ける被援助者も、上記（1）の特許出願等復興支援規則と同様に、弁理士を代理人として特許出願等の手続を行うことになり、この規則による支援も、弁理士のキャリアが活かされます。

現行規定における被援助者は、上記資力要件を備えていて、かつ、自ら有用性のある発明をした個人、当該発明を自ら実施もしくは他人に実施させようとしている個人又は法人です。被援助者に関し、今回の定期総会で改正が予定されています。これまで、中小企業者については、赤字であるかを基準に対象としていました。

今回の改正では、被援助者の資力要件を明確化する意味で、「特許出願等の手続を行おうとする者であって、特許出願等の手続に必要な費用の支

払いに充てる資金を確保することが困難」であることを明文化しました。これを受けて、特許出願等援助規則施行細則（内規第57号）において、対象となる中小企業者に、いわゆるベンチャー企業を含めることとしました。具体的には、設立から7年以内であって、かつ直近の年間純利益が500万円を越えない法人も被援助者となります。ベンチャー企業が知的財産活動を通じて成長することを支援して、国内産業を活性化する一助とする趣旨です。

(3) 総合的知的財産支援規則（会令第88号）

総合的知的財産支援規則は、被支援者に対し、知的創造活動や知的財産権の取得及び活用に資する支援を行うものです。上記（1）及び（2）は、特許出願等の手続を資金面で援助するものであるのに対し、この支援規則は、被支援者の知的財産の創出、保護、活用に関する個別的な相談と指導、いわゆるコンサルティングと、被支援者の有する知的財産の価値評価を行うことを内容とする支援です。

日頃、我々弁理士は、顧客の要請に応じて、開発現場等において発明等の創出の相談に乗ったり、契約や侵害・模倣対策に関するアドバイスをしたり、商品化におけるブランディングの検討を行うなど、コンサルティング業務を行っています。また、知的財産の価値評価にも携わっています。

この支援規則は、これまで弁理士と関わったことがない被支援者に対し、コンサルティングや価値評価に関する相談などの機会を提供します。本会でも、知的財産価値評価推進センターが設立されていると共に、知財経営コンサルティング委員会が活動をしていて、この支援規則の運用の中で、これらセンター等で重ねてきた研究や蓄積されている情報等の有効活用が見込まれ、弁理士としても、本会としても、申請案件に対する支援を通して、さらに新たな活躍の場が生まれると期待されます。

被支援者は、中小企業者や公益的な研究所及び

大学等の教育機関です。コンサルティングについては、弁理士を代理人として特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行った経験がないもの、価値評価については価値評価の経験がないものとなっています。

支援を行う機関（支援機関）は、価値評価やコンサルティングに関係する支援であること、地域密着型で効率よく活動を行うことに配慮して、知的財産支援センターに加え、知的財産価値評価推進センターや各支部、附属機関もしくは委員会が含まれます。

支援の申請は、本会对し、申請書を提出して

行います。支援の可否は、申請の審査を行う支援機関からの報告に基づき、会長が決定します。支援活動は、選任された支援弁理士が行います。

おわりに

日本弁理士会は、上記のような規則を制定し、個人や中小企業の支援、そしてまた地域支援を通じて、工業所有権等の知的財産権の保護及び活用を促進しています。会員各位におかれましても、本会の支援施策を念頭に置いて頂き、弁理士の使命・職責の一環として、支援の一助を是非担って頂けますよう、お願いする次第です。